

建築各種申請べんり帳

1. 所管課等

1	建築確認 検査関係 (※①②)	入間市 都市整備部 開発建築課	TEL	04-2964-1111
		〒358-8511	FAX	04-2965-0232
		入間市豊岡1-16-1	E-mail	HP専用フォームより
	建築確認 検査関係 (※①②以外)	埼玉県川越建築安全センター	TEL	049-243-2746
		〒350-1124	FAX	049-243-3561
		川越市新宿町1-17-17 ウエスタ川越 4階	E-mail	r4321021@pref.saitama.lg.jp
2	開発許可 適合証明	入間市 都市整備部 開発建築課	TEL	04-2964-1111
		〒358-8511	FAX	04-2965-0232
		入間市豊岡1-16-1	E-mail	HP専用フォームより
3	消防法	埼玉西部消防組合 入間消防署	TEL	04-2962-7255
		〒358-0026	FAX	04-2965-2741
		入間市大字小谷田581	E-mail	HP専用フォームより
4	道路 河川	飯能県土整備事務所	TEL	042-973-2281
		〒357-0021	FAX	042-973-2286
		飯能市双柳75	E-mail	県お問い合わせフォームより
		入間市 都市整備部 道路管理課	TEL	04-2964-1111
		〒358-8511	FAX	04-2965-0122
		入間市豊岡1-16-1	E-mail	HP専用フォームより

- ※ 建築確認・検査関係の範囲
- ①-1 建築基準法第6条第1項第2号のうち、**木造**建築物で、以下の条件を全て満たすもの（知事の許可を必要とするものを除く）

 - ・地階を除く階数が2以下
 - ・延べ面積300㎡以下
 - ・高さ16m以下

①-2 建築基準法第6条第1項第3号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）

② 建築基準法施行令第138条の工作物のうち、以下のもの（いずれも、①以外の敷地内に築造するものを除く）

 - ・高さが6mを超え10m以下の煙突
 - ・高さが4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの
 - ・高さが2mを超え3m以下の擁壁

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	・埼玉県建築基準法施行条例 ・埼玉県建築基準法施行細則 ・埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例 (埼玉県建築物バリアフリー条例) ・入間市建築基準法施行細則
2	都市計画法関係	・入間市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例 ・入間市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則 ・入間市宅地開発指導要綱
3	その他	・入間市特別工業地区建築条例(公布及び施行 S50.4.1、最終改正 H7.12.21) ・入間市道路拡幅整備要綱（開発建築課） ・入間市公共物管理条例（道路管理課）

3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	30cm
		ただし、H12告示1455号第2の式（※）により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 （※） 垂直積雪量（m）＝0.0005 × 標高（m） + 0.28 〔目安〕 34cm（庁舎の標高 106.038m）
2	地表面粗度区分	Ⅲ（H12建設省告示1454号第1）
3	基準風速（Vo）	32m/秒（H12建設省告示1454号第2）
4	庁舎所在地の緯度経度	東経 139° 23′ （参考値：設計における緯度経度を指定するものではありません） 北緯 35° 49′ （参考値：設計における緯度経度を指定するものではありません）
5	日影規制の注意点	新築・増築を問わず、市街化調整区域（容積率50%,80%,100%,200%,300%の区域に限る）に日影を生じさせる場合も、日影規制がかかります。 必ず周辺の市街化調整区域の容積率を確認してください。 都市計画図の購入及び閲覧：入間市 都市整備部 都市計画課

4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	市街化区域全域（防火・準防火地域除く）								
2	建築基準法第49条に 基づく特別用途地区	根拠条例 入間市特別工業地区条例 問い合わせ 入間市 都市計画課（04-2964-1111） <table><thead><tr><th>区域</th><th>主な締結事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>金子特別工業地区</td><td>地場産業（製茶業）の保護育成を図るために指定した工場に限り立地を緩和（原動機、床面積の緩和）</td></tr><tr><td>野田特別工業地区</td><td>地場産業（機織業等）の保護育成を図るために指定した工場に限り立地を緩和（原動機、床面積の緩和）</td></tr><tr><td>東金子特別工業地区</td><td>地場産業（製茶業、機織業等）の保護育成を図るために指定した工場に限り立地を緩和（原動機、床面積の緩和）</td></tr></tbody></table>	区域	主な締結事項	金子特別工業地区	地場産業（製茶業）の保護育成を図るために指定した工場に限り立地を緩和（原動機、床面積の緩和）	野田特別工業地区	地場産業（機織業等）の保護育成を図るために指定した工場に限り立地を緩和（原動機、床面積の緩和）	東金子特別工業地区	地場産業（製茶業、機織業等）の保護育成を図るために指定した工場に限り立地を緩和（原動機、床面積の緩和）
区域	主な締結事項									
金子特別工業地区	地場産業（製茶業）の保護育成を図るために指定した工場に限り立地を緩和（原動機、床面積の緩和）									
野田特別工業地区	地場産業（機織業等）の保護育成を図るために指定した工場に限り立地を緩和（原動機、床面積の緩和）									
東金子特別工業地区	地場産業（製茶業、機織業等）の保護育成を図るために指定した工場に限り立地を緩和（原動機、床面積の緩和）									
3	建築基準法第57条の 5に基づく高層住居 誘導地区	問い合わせ 入間市 都市計画課（04-2964-1111） <table><thead><tr><th>種類</th><th>適用区域</th><th>建蔽率の最高限度</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>なし</td><td></td></tr></tbody></table>	種類	適用区域	建蔽率の最高限度		なし			
種類	適用区域	建蔽率の最高限度								
	なし									

入間市

(限定特定行政庁／昭和53年5月1日～)

川越建築安全センター（R7.4現在）

4	建築基準法第58条に基づく高度地区	問い合わせ 入間市 都市計画課（04-2964-1111） <table><tr><th>種類</th><th>適用区域</th><th>高さの最高限度</th></tr><tr><td></td><td>なし</td><td></td></tr></table>	種類	適用区域	高さの最高限度		なし									
種類	適用区域	高さの最高限度														
	なし															
5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	問い合わせ 入間市 都市計画課（04-2964-1111） <table><tr><th>地区</th><th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th></tr><tr><td rowspan="5">豊岡第一北地区 豊岡第一南地区</td><td colspan="2">400% / 200%</td></tr><tr><th>建蔽率の最高限度</th><th>建築面積の最低限度</th></tr><tr><td>80%</td><td>200㎡</td></tr><tr><th colspan="2">壁面の位置制限</th></tr><tr><td colspan="2">1mまたは1.5m</td></tr></table>	地区	容積率の最高限度/最低限度		豊岡第一北地区 豊岡第一南地区	400% / 200%		建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度	80%	200㎡	壁面の位置制限		1mまたは1.5m	
地区	容積率の最高限度/最低限度															
豊岡第一北地区 豊岡第一南地区	400% / 200%															
	建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度														
	80%	200㎡														
	壁面の位置制限															
	1mまたは1.5m															
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	問い合わせ 入間市 都市計画課（04-2964-1111） <table><tr><th>街区</th><th>容積率の最高限度</th></tr><tr><td rowspan="5">なし</td><td></td></tr><tr><th>高さの最高限度</th></tr><tr><td></td></tr><tr><th>壁面の位置制限</th></tr><tr><td></td></tr></table>	街区	容積率の最高限度	なし		高さの最高限度		壁面の位置制限							
街区	容積率の最高限度															
なし																
	高さの最高限度															
	壁面の位置制限															
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	根拠条例 問い合わせ 入間市 都市計画課（04-2964-1111） <table><tr><th>地区整備計画区域</th><th>条例で定めている主な事項</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	なし	なし										
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項															
なし	なし															
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	根拠条例 入間市建築協定 問い合わせ 入間市 都市整備部 開発建築課（04-2964-1111） 各自治会 <table><tr><th>区域</th><th>主な締結事項</th></tr><tr><td>エバ`-プ`レイスガ`-デ`ン武蔵藤沢建築協定</td><td>建築物の用途、敷地の地盤の高さ、敷地面積、建築物の高さ、階数、境界線までの距離、容積率、生垣設置他</td></tr><tr><td>下藤沢角栄団地建築協定</td><td>建築物の用途、建築物の高さ、階数、境界線までの距離、敷地、塀の構造他</td></tr></table>	区域	主な締結事項	エバ`-プ`レイスガ`-デ`ン武蔵藤沢建築協定	建築物の用途、敷地の地盤の高さ、敷地面積、建築物の高さ、階数、境界線までの距離、容積率、生垣設置他	下藤沢角栄団地建築協定	建築物の用途、建築物の高さ、階数、境界線までの距離、敷地、塀の構造他								
区域	主な締結事項															
エバ`-プ`レイスガ`-デ`ン武蔵藤沢建築協定	建築物の用途、敷地の地盤の高さ、敷地面積、建築物の高さ、階数、境界線までの距離、容積率、生垣設置他															
下藤沢角栄団地建築協定	建築物の用途、建築物の高さ、階数、境界線までの距離、敷地、塀の構造他															

9	建築基準法第86条に基づく一団地認定	<table><tr><th>地名地番</th><th>団地名</th><th>備考</th></tr><tr><td>大字上藤沢字日向六道、大字下藤沢字飛出原</td><td>NTT社宅</td><td></td></tr><tr><td>春日町2丁目557番地 他</td><td>入間ヴィレッジ</td><td></td></tr><tr><td>向陽台1-1-17ほか</td><td>入間駅前プラザ</td><td></td></tr><tr><td>久保稲荷一丁目12番地3号</td><td>入間扇町屋団地</td><td></td></tr><tr><td>豊岡1-204</td><td>入間豊岡市街地住宅</td><td></td></tr><tr><td>東町5の6の1ほか</td><td>入間東町団地</td><td></td></tr><tr><td>仏子字三つ又40-1</td><td>入間リバーサイド</td><td></td></tr><tr><td>扇町屋4丁目493番地1他</td><td>ユアコート 入間四季の丘</td><td></td></tr><tr><td>黒須一丁目433の1ほか</td><td>黒須団地</td><td></td></tr><tr><td>ジョンソン基地跡地内（大字黒須字野1-1）</td><td>県住入間向陽台団地</td><td></td></tr><tr><td>大字下藤沢字下原599-1他6筆</td><td>県住入間下藤沢団地</td><td></td></tr><tr><td>大字上藤沢字立出412番地外</td><td>西武狭山グリーンヒル</td><td></td></tr><tr><td>大字野田字馬場351番地他</td><td>元加治団地</td><td></td></tr><tr><td>扇町屋2丁目70-7の一部 外5筆</td><td>県住入間霞川団地</td><td></td></tr><tr><td>大字野田字宮の後1470-1他</td><td>県住入間野田団地</td><td></td></tr></table>	地名地番	団地名	備考	大字上藤沢字日向六道、大字下藤沢字飛出原	NTT社宅		春日町2丁目557番地 他	入間ヴィレッジ		向陽台1-1-17ほか	入間駅前プラザ		久保稲荷一丁目12番地3号	入間扇町屋団地		豊岡1-204	入間豊岡市街地住宅		東町5の6の1ほか	入間東町団地		仏子字三つ又40-1	入間リバーサイド		扇町屋4丁目493番地1他	ユアコート 入間四季の丘		黒須一丁目433の1ほか	黒須団地		ジョンソン基地跡地内（大字黒須字野1-1）	県住入間向陽台団地		大字下藤沢字下原599-1他6筆	県住入間下藤沢団地		大字上藤沢字立出412番地外	西武狭山グリーンヒル		大字野田字馬場351番地他	元加治団地		扇町屋2丁目70-7の一部 外5筆	県住入間霞川団地		大字野田字宮の後1470-1他	県住入間野田団地	
地名地番	団地名	備考																																																
大字上藤沢字日向六道、大字下藤沢字飛出原	NTT社宅																																																	
春日町2丁目557番地 他	入間ヴィレッジ																																																	
向陽台1-1-17ほか	入間駅前プラザ																																																	
久保稲荷一丁目12番地3号	入間扇町屋団地																																																	
豊岡1-204	入間豊岡市街地住宅																																																	
東町5の6の1ほか	入間東町団地																																																	
仏子字三つ又40-1	入間リバーサイド																																																	
扇町屋4丁目493番地1他	ユアコート 入間四季の丘																																																	
黒須一丁目433の1ほか	黒須団地																																																	
ジョンソン基地跡地内（大字黒須字野1-1）	県住入間向陽台団地																																																	
大字下藤沢字下原599-1他6筆	県住入間下藤沢団地																																																	
大字上藤沢字立出412番地外	西武狭山グリーンヒル																																																	
大字野田字馬場351番地他	元加治団地																																																	
扇町屋2丁目70-7の一部 外5筆	県住入間霞川団地																																																	
大字野田字宮の後1470-1他	県住入間野田団地																																																	
10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	1.入間市ハザードマップ 2.埼玉県河川砂防課ホームページ 区域指定の関係図書は、飯能県土整備事務所及び入間市危機管理課にて閲覧できます。																																																

11	都市計画法第58条の2に基づく地区計画（建築基準法第68条の2に基づくものを除く）	問い合わせ	入間市 都市計画課（04-2964-1111）	
			地区計画	地区整備計画で定める主な事項
			西武仏子ニュータウン地区	建築物用途制限、建蔽率・容積率の最高限度、最低敷地面積、高さ制限、壁面の位置制限、建築物等の形態・意匠の制限、垣・柵の構造制限
			入間市駅周辺地区	建築物用途制限、建蔽率の最高限度、最低敷地面積、壁面の位置制限
			入間台地区	建築物用途制限、最低敷地面積、高さ制限、壁面の位置制限、建築物等の形態・意匠の制限、垣・柵の構造制限
			新久台地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面の位置制限、垣・柵の構造制限
			入間ヶ丘地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面の位置制限、建築物等の形態・意匠の制限、垣・柵の構造制限
			武蔵藤沢駅周辺地区	建築物用途制限、建蔽率の最高限度、最低敷地面積、壁面の位置制限、建築物等の形態・意匠の制限、垣・柵の構造制限
			東町地区	建築物用途制限、最低敷地面積、高さ制限、壁面の位置制限、建築物等の形態・意匠の制限、垣・柵の構造制限
			豊岡第一地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面の位置制限、建築物等の形態・意匠の制限、垣・柵の構造制限
			狭山台地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面の位置制限、建築物等の形態・意匠の制限、垣・柵の構造制限
			むさし藤沢台地区	建築物用途制限、最低敷地面積、高さ制限、壁面の位置制限、垣・柵の構造制限

入間市

(限定特定行政庁／昭和53年5月1日～)

川越建築安全センター（R7.4現在）

12	景観法第81条に基づく景観協定区域	問い合わせ 入間市 都市整備部 都市計画課		
		区域	主な締結事項	
		なし	なし	
13	都市計画区域編入時期	入間市 昭和42年7月27日 (旧元狭山村の一部)	(旧西武町) 昭和38年4月20日	(旧武蔵町) 昭和31年12月24日 (旧元狭山村の一部を除く)
		(旧豊岡町) 昭和30年1月28日		都市計画図
14	省エネルギー基準地域区分	問い合わせ 入間市 都市整備部 開発建築課		
		市町村名	地域区分	
		入間市	6地域	

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則第60条の規定に基づく適合証明必要	都市計画区域（市街化区域）	開発区域の敷地面積 500㎡以上
		都市計画区域（市街化調整区域）	開発区域の敷地面積 0㎡以上
		都市計画区域（非線引き区域）	—
		都市計画区域外	—

6. その他の届出等

届出等		対象		時期	提出先
1	高層建築物等の防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物		確認申請の前まで	県建築安全課
2	建築物省エネ法	適合性判定申請	すべての建築物（平屋建てかつ200㎡以下の建築物（※4）を除く）	※3	※1 又は 登録省エネ判定機関
		性能向上計画認定申請	誘導基準（容積率特例）認定を希望する場合	認定を受ける目的により異なる	※1
3	建築物環境配慮制度（CASSBEE埼玉県）	床面積が2,000㎡以上の建築物		工事着工の21日前まで	川越建築安全センター
4	福祉のまちづくり条例	特定生活関連施設に該当する場合		工事着工の30日前まで	入間市 都市整備部 開発建築課 (経由事務のみ)
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか		工事着工の7日前まで	※1 ただし、土木工事等は川越建築安全センター
6	長期優良住宅	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※1
7	低炭素建築物新築等計画	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※2
8	埼玉県景観条例	区域ごとに一定規模を超える建築物・工作物等		工事着工の30日前まで	入間市 都市整備部 都市計画課

入間市

(限定特定行政庁／昭和53年5月1日～)

川越建築安全センター（R7.4現在）

9	埼玉県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出する場合	工事着工の前まで	入間市 都市整備部 開発建築課
10	埼玉県中高層建築物の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等	確認申請の前まで	入間市 都市整備部 開発建築課 (経由事務のみ)
11	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上	確認申請の前まで	西部環境管理事務所
12	入間市ワンルーム形式集合住宅の建築に関する指針	入間市宅地開発指導要綱(平成12年告示第31号)に定めるもののほか、ワンルーム形式集合住宅(専用床面積が37平方メートル未満の住戸の集合建築物(寄宿舎を除く。))	建築事業報告書（中高層建築物）提出時 or確認申請書提出時	入間市 都市整備部 開発建築課
13	入間市人にやさしいまちづくり要綱	要綱第4条に掲げる対象建築物の新築等	工事着工の30日前 かつ確認申請の前まで	入間市 都市整備部 開発建築課

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※ 1 (一)下記に掲げる建築物：入間市 都市整備部 開発建築課

◇建築基準法第6条第1項第2号のうち、木造建築物で、以下の条件を全て満たすもの（知事の許可を必要とするものを除く）

- ・地階を除く階数が2以下
- ・延べ面積300㎡以下
- ・高さ16m以下

◇建築基準法第6条第1項第3号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）

(二)上記以外の建築物：川越建築安全センター

※ 2 (※ 1(一))の建築物：入間市 都市整備部 開発建築課

(※ 1(二))の建築物：埼玉県 建築安全課（TEL 048-830-5519）

※ 3 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※ 4 建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物